平成２３年（フ）第７８３号
埼玉県入間市大字南峯336番地12メゾンコスモ103
債務者　宮城　美香
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８２号
北海道帯広市西20条南４丁目34番12号　ウエストパールＡ号室
債務者　嶋田　忠一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
北海道帯広市西20条南４丁目34番12号　ウエストパールＡ号室
債務者　嶋田　末子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
沖縄県沖縄市美里４丁目５番１号　ドミール萌202号
債務者　松野　奈巨
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１９号
宮城県大崎市岩出山池月字下宮白山31番地の１、商業登記簿上の本店所在地宮城県仙台市青葉区上杉３丁目３番16号
破産者　エステックウッド株式会社
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県加古川市尾上町養田1298番地の１
破産者　株式会社ナックサービス
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２０４号
兵庫県加古川市神野町神野43番地の１
破産者　高橋総建株式会社
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４８号
栃木県宇都宮市上金井町580番地
破産者　株式会社大晃
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７８号
栃木県鹿沼市口粟野565番地４
破産者　大牧真知子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６４号
栃木県宇都宮市西原３丁目７番２号
破産者　株式会社ティーアンドティープランニング
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６５号
栃木県佐野市堀米町3694番地　アルコイーリス105、前住所栃木県宇都宮市西原３丁目７番２号
破産者　井上　貴司
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０５号
栃木県鹿沼市貝島町500番地１　アイショウプラザ201号室
破産者　柏﨑　典英
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１１号
栃木県宇都宮市石井町3413番地96
破産者　株式会社西原
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１２号
栃木県宇都宮市石井町3413番地13
破産者　笠間　陽一
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２４号
埼玉県越谷市東大沢５丁目８番地２コテ・ド・リビエール102号
破産者　有限会社三起商事
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７２３号
東京都武蔵村山市榎３丁目29番地の３
破産者　有限会社中里工務店
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０５号
山梨県甲斐市中下条1362番地１
破産者　有限会社女鳥羽
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
山梨県甲府市古上条町862番２
破産者　株式会社日新
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
静岡県沼津市庄栄町６番１号
破産者　有限会社ハイ・ローズカーセールス
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
滋賀県高島市勝野939番地
破産者　ジャパン・メジャーＢＤＦ株式会社
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部